

市民の安心と笑顔のために

No 404 2026年4月7日 日本共産党札幌市議団 事務局 TEL 211-3221/fax 218-5124

—— 国民健康保険条例改正の質疑 田中啓介市議が2つの提案（3月10日予特） ——

■国の「子ども・子育て支援金」で子育て世代が負担増に 市として均等割軽減策を

年金生活者や自営業者、フリーランス、非正規雇用労働者などの低所得者層が多く加入する国民健康保険の保険料は、とりわけ重い負担となっています。加えて、収入がない子どもも含めて課税される均等割部分があり、子育て世帯、多子世帯になるほど負担は重くなる、協会けんぽ等被用者保険にはない仕組みとなっています。

2026年度の保険料改定では、保険料が1世帯当たりの平均で15万3728円となり、25年度と比較して1521円の値上げとなりました。主な要因は、国が導入した「子ども・子育て支援金」の一部を、国保加入者に負担させるためであり、

本来のは値上げ幅は3923円でしたが、国保支払準備基金の一部を取り崩して値上げ幅を抑制しました。

この間、札幌市は保険料改定に際して、子育て世代が多い中間層の保険料を軽減するために、賦課限度額を引き上げてきました。

田中市議は、今回の保険料値上げがそうした中間層の負担を増やすことになると指摘。国が実施する未就学児の均等割分の5割軽減を、高校生以下の均等割分の全額軽減に拡大する必要があり、そのための所要額・2億8000万円を基金の活用などで実施することを求めました。



■出産手当金 札幌市での実施検討、国への働きかけ提案

続いて田中市議は、出産による経済的な負担の軽減策として、「出産手当金」の実施を求めました。

子ども・子育て支援金分の保険料は、2028年まで段階的に引き上げられるなか、国保に加入する個人事業者は、「国保加入者に傷病手当、出産手当を給付する制度の確立」を求めて運動しています。

主な負担軽減策では、出産育児一時金（子ども1人につき50万円）があり、加入する保険制度の違いに関わることなく適用され、市内では国保加入者で719人（2024年度）に支給されました。しかし、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併用して受給できる「出生後休業支援給付金」は被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者）、2歳未満の子を養育するため時短就労し賃金が低下した場合に受けられる「育児時短就業給付金」は、雇用保険の被保険者などに対象が限定されるなど、軽減の制度は被用者保険の加入者に手厚いものとなっています。

田中市議は、こうした制度とは別に、出産前後に仕事を休んだ時の生活保障とされる「出産手当金」があり、協会けんぽの加入者には適用されている一方で、国保加入者も、国民健康保険法第58条で「条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金」「傷病手当金の支給その他の保険給付」と適用できると規定されながら全国的に支給実績がないとの事実を指摘。「加入している健康保険において支援に差があってはならない」として、国が実施しない場合は、自治体の裁量での実施を求めました。

市担当部長は、加入する職種によって支給額の算出が難しいことなどが実施の妨げになっているなどと答弁にたいし、重ねて、実際に新型コロナ感染拡大の際に傷病手当を支給した実績例があることや、職種の違う加入者の保険料は算定されていることも上げ、理由にならないと指摘。北海道議会で北海道が道内市町村の出産手当金制度の導入について意見を把握していくとの考えを示していることもあげて、各方面に制度導入を働きかけていくことを提案しました。